

平成 31 年 2 月 1 日

社会福祉法人慶長会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 2 月 1 日～平成 34 年 1 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 31 年 2 月～ ・育児・介護休業規程の見直し、制度拡充検討
- 平成 31 年 4 月～ ・制度に関する周知資料を作成し、職員に公表
- ・各施設長への説明会実施
- ・相談窓口の設置

目標 2：年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 平成 31 年 2 月～ ・年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・有給休暇付与時期の見直しを行う
- 平成 31 年 4 月～ ・社内広報等で周知を行う
- ・各施設において年次有給休暇の取得計画を策定する
- ・計画的取得のため、4 半期毎に進捗状況調査